

○岡山県暴力団排除条例施行規則の運用について(通達)

(平成 23 年 4 月 4 日岡組二第 132 号警察本部長例規)

(概要)

岡山県暴力団排除条例施行規則の施行に関し必要な事項について定めたものである。

通達の主な内容は、

- 1 趣旨
- 2 調査
- 3 勧告
- 4 公表
- 5 意見陳述の機会の付与

等である。